

平成22年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年3月23日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月23日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	政 策 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘	企画情報 課 長	鈴木 智久
		税務課長	長尾 彰夫	収納課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	加賀 松利	次 長 兼 保険医療 課 長	齋藤 仁
		次 長 兼 住民課長	犬飼 博初	環境課長	上田 実
		高齢介護 課 長	佐藤 一夫	福 祉 ・ 児童課長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 農政商工 課 長	西川 和彦	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		都市計画 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	水 道 部	次 長 兼 水道課長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治	消防本部 総務課長	浅野 睦
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

- 日程第1 議案第34号 藤丸中央線道路整備工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第8号 町制施行120周年特別表彰について
- 日程第3 議案第10号 蟹江町室及び部設置条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第12号 蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第13号 蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 蟹江町まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第14号 蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 町道路線認定について
- 日程第11 議案第2号 平成21年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第12 議案第3号 平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第4号 平成21年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第5号 平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第6号 平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第7号 平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第24号 平成22年度蟹江町一般会計予算
- 日程第18 議案第25号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 平成22年度蟹江町老人保健特別会計予算
- 日程第20 議案第27号 平成22年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第21 議案第28号 平成22年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第22 議案第29号 平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第23 議案第30号 平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第24 議案第31号 平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第32号 平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第33号 平成22年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第27 発議第1号 後期高齢者医療制度の廃止および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出について
- 日程第28 発議第2号 細菌性髄膜炎の予防に関するヒブワクチンおよび肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化と安定供給を求める意見書の提出について

- 日程第29 発議第3号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について
- 日程第30 発議第4号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について
- 日程第31 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第32 議案第34号 藤丸中央線道路整備工事請負契約の締結について

議長 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、平成22年第1回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に発議第1号ないし第4号の意見書、総務民生・防災建設常任委員会の審査報告書、全員協議会において請求のありました資料が配付してあります。また、平成21年第4回定例会、第5回臨時議会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ここで、配付しました資料の説明をお願いいたします。

企画情報課長 鈴木智久君

提案理由説明。

議長 大原龍彦君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 大原龍彦君

日程第1 議案第34号「藤丸中央線道路整備工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案説明の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、工事の内容について、ちょっと伺っておきたいというふうに思います。

この事業は、JR駅北のロータリーだとか、植樹だとか、これから将来を目指して一定の考え、構図というものが、そういうものがあるんじゃないかと思うんですけども、どこまでおやりになるのか、ちょっと聞かせておいていただきたいと思います。単に舗装だけなのか、全体としてどんな程度までやっておくのか、聞かせておいていただきたいと思います。

都市計画課長 志治正弘君

では、お答えさせていただきます。

あくまで工事を行うエリアは、区画整理事業地区内に限られております。今回の工事で、街路部分と駅前広場部分が重なり合った部分で工事をいたしますけれども、駅前広場につき

ましては、ロータリーの部分、あそこは舗装を張って、車両の行き来ができるようにいたしますが、歩道部分については、まだ未舗装の状態、路盤だけつくって、暫定形の完了形にいたします。もちろん通行に支障ないようにいたします。車道部分、街路の部分につきましては、歩車道全部完成形の形で、地区内、藤丸団地の橋まで行う予定であります。

以上でございます。よろしいでしょうか。

8番 中村英子君

8番 中村です。

落札率についてお伺いをいたします。

都市計画課長 志治正弘君

では、落札率について今ご質問ございましたが、予定価格に対する落札率は非常に高うございまして、99.64%でございます。ちなみに、設計額に対する落札率でございますけれども、96.31%でございます。

落札率は以上でございます。

(「3」の声あり)

設計額に対する落札率は96.31です。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は精読とされました。

議長 大原龍彦君

日程第2 議案第8号「町制施行120周年特別表彰について」

日程第3 議案第10号「蟹江町室及び部設置条例等の一部改正について」

日程第4 議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第12号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」

日程第6 議案第13号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について」

本5案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査の結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 林英子君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

総務民生常任委員長 林 英子君

おはようございます。

総務民生常任委員会に付託されました5案件につきまして、去る3月9日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第8号「町制施行120周年特別表彰について」を議題といたしました。

質疑、討論もなく、全員賛成により可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号「蟹江町室及び部設置条例等の一部改正について」。

質疑は、今までの何部何課が、今回は何部何課になったのか。

答えとしまして、現在までは1室3部という構成になっており、上下水道部を置くために1室4部になった。課の数は、変更ないと記憶している程度である。

次に、質問としまして、上下水道部ができ、町長部局の下水道課と公営企業の水道課を一緒にするが、部長はどのようになるのか、兼務になるのか。

答えとしまして、他の市町村もこのような形で組織をつくっている。水に関する責任者ということで、部長は1人で兼務する。

質問としまして、機構改革の中で、公園管理を一本化の考えはどのようになっているか。また、健康は、健康推進課と生涯学習課で進める部分があり、食育だと、教育と農政商工課にかかわることなど、今後、一本に絞っていけるのかどうか伺いたい。

答えとしまして、以前から公園のことはご意見をいただいている。一本化は時間をかけてきちんと整理し、近いうちに提示させていただく。また、健康づくり、食育などは、事業内容で一つの課に持たせることは事務事業上の取り扱いも難しいので、しばらくは部や課はまたいで、共同で情報共有し、施策の推進をしていきたい。そのような質疑、答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたけれども、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査の冒頭に、理事者側から請求資料の比較表の配付があり、それについて補足説明がありました。

資料の説明として、非常勤特別職の報酬額を22年度の予算で、改正前と改正後で比較した表である。1回の議会の平均的な時間を調査すると、約1時間から1時間半程度であった。裏面は、これは海部津島と情報交換をさせていただいている市町村の主たる委員会の報酬の日額がどのようになっているかを掲載した。

問いとしまして、報酬の一部改正に至った経過は何か。

答弁、以前から報酬が高いのではないかとということが耳に入っていた。1時間、1時間半の会議をやっていただくのに、半日の仕事をつぶしてやっていただいている。ただ、17年か

らの行政改革の中で、このような見直しの案を提出している。報酬は、近隣の弥富市、愛西市でも、合併のときに金額を変更した。また、もう一つ大きな動きとして、裁判員制度の導入のときに、裁判員が1日拘束をされて、1万円ということが国から提示があった。これらを踏まえて検討した結果、他の動向やいろいろな情勢の変化に合わせて、財政等もあり、このように変更した。

問いとしまして、この委員会は、地方自治法などの法に基づいて設置しなければならないものなのか、町独自でつくったものなのか。町独自でつくったものを必要か、必要でないかの見直しはできないか。

答えとしまして、委員会は法律で決まっているもの、町の条例で定め設置しているものもある。実際に検討し、見直しを図るということになれば、町条例で定められたものは、もう一度見直すということは可能というふうに考える。今回、条例設置のものは、これが必要であるかどうかの審議までは行っていないので、今後の検討課題としたい。

他に若干の質疑もありましたけれども、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査の冒頭、理事者側から請求資料の扶助料や受給手当の配付がありました。それについての補足説明がありました。

補足説明として、これは全員協議会の資料に掲載した従来的一种障害者、月額8,000円の5人の方の内容である。5番のEさんの世帯所得がゼロとなっているのは、親と同居しているが、世帯分離をしているためである。

質疑としまして、障害者手帳の見直しは、何年ごとにあるのか。

答えとしまして、手帳の見直しは、有期認定の場合には、何年何月にまた診断書を出してくださいという形がある。そのような方には、その年に診断書を出していただく。有期認定が出ていない方は、初めに出した級がそのままの可能性はある。

問いとしまして、請求資料の中に、所得オーバーとは幾ら以上か。それから、医療が無料だが、これはだれが払い、担当へ通知が来るのか。

答弁としまして、所得制限は国の制度になり、平成14年から変更はない。所得制限は、本人所得と配偶者並びに扶養義務者の2種類ある。扶養が5人だと、所得738万8,000円が最高の額になる。医療は、医者からのレセプトが国保連合会や社会保険診療報酬支払基金に回り、その機関で医療自体が正しいかどうか審査して、町へ請求が来て、一たん町が払うが、これは県の制度になるので、後で県から補助金として入ってくる。

質問として、条例の改正後と改正前で、全体支給額の違いはどれだけか。

答え、改正前と後で年間支給額を比較すると、21年9月現在の人数で計算すると、月額

371万5,500円、年間で4,458万6,000円の金額が改正前である。改正後は、月額276万4,000円、年間3,316万8,000円となり、差し引き約1,100万円の減額になる。

質疑としまして、障害者の生活を見ていると、その家族も手が離せず、本当に大変である。この生活実態を考えると、なぜ減額したのか。

答弁としまして、今回の扶助料の改正は、最近心の病の方がふえる傾向にある。そのような精神障害者の方に手当がなかったので、新たに受給者に加えた。すそ野を広げ、限られた財源の中で扶助料を出した。また、きちっと福祉計画をつくり、障害者を取り巻く環境を改善していかななくてはと思っているので、お金も大事だが、他の整備も大事だということを考えて、このようにした。

問いとしまして、財政が厳しいから、行政改革で1,100万円を削ったとしか思えない。どのような理由で条例を提案したのか。

答えとしまして、精神障害者の方にも支援をいただけないかという意見をいただいていた。また、限られた財源を運用し、これ以上起債をふやせないなど全体のバランスを考え、見直し、結果的に約1,100万円減った。この減った金額を別の形で障害者の関係などに使っていくということも考えている。

反対討論としまして、一番立場の弱い障害者に仕打ちをするような条例改正である。私の考え方は、障害者に対しては優しく、自立していただきたい。国や町も大変であるが、弱くなった人たちに、どう行政が携わっていくかという基本的姿勢の問題である。この提案の基本姿勢は全く逆行しているので、反対である。

賛成討論としまして、この案は、全体の額を見れば減額だが、障害者に対する気持ちをあらわすのは、お金だけではない。また、財政的に見ても、町税は減額している。福祉の分野だけがどうしても切れないという世の中ではないし、町債がふえて、蟹江町もやっていけなくなってしまう。減らそうと思ってやったことではなく、受給できるすそ野を広げ、扶助料を見直し、結果的に減った。障害者の方は大変であると思うが、右肩上がりでの税収がふえる時代ではない。お金をやっているから町はやっているという考えを続けられるとは思わない。そのような考えで、行政改革としてある程度受け入れられる範囲ではないかと思い、今の状態を考えると賛成である。

賛否を求めたところ、議案第12号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について」。

これも、斎苑の利用状況等について資料の配付がありました。

その補足説明の中で、斎苑の利用状況並びに蟹江町民が蟹江町以外で利用した年度別の使用状況、裏面は近隣市町村の斎苑使用料の一覧である、そういう説明がありました。

問いとしまして、弥富市は、ごみ処理場をつくったときに補助金が60億円出ている。そのお金で建てた火葬場である。だから、弥富市以外の人に使わせないという考え方がおかしい。

町長に何かの機会に議題に上げていただきたいが、どうか。

答えとしまして、補助金の問題は別にして、本町斎苑の延命を図るにも、弥富市、愛西市、飛島村の首長には事あるごとにお願いをしているが、なかなか首を縦に振ってくれないのが現実である。今後も非公式なところでお願いしていきたい。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

(6 番議員降壇)

議長 大原龍彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第8号「町制施行120周年特別表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論もないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第3 議案第10号「蟹江町室及び部設置条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第4 議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第5 議案第12号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私ども日本共産党は、本案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

ご承知のように、経済危機と国民生活の実態は極めて深刻であります。雇用、失業情勢も、中小企業の倒産も史上最悪の状況が続いております。こういうときに、政治はどのような責任を果たすべきか、国も地方も同様に、国民の今のこの状況下の不安を取り除くことが第一の責務だと考えるところであります。

しかるに、我が蟹江町では、単独の施策とはいえども、障害者の扶助料の削減を行おうとしておるところであります。もとより、すそ野を広げることについては、当然、今の状況下で大事なことではありますけれども、それにかわって、貴重な底辺の皆さん、暮らしに大変な皆さんの本当に切実な今までの手当をカットしてしまうということは、まさに無慈悲であると言わなければなりません。

全員協議会や予算議会でも申し上げましたように、この方々の中には、単に障害を持って

いらっしゃるご家庭の皆さんだけではなく、その他の多くの住民の皆さんの中で、生活保護世帯よりももっとひどい状況下に置かれている家庭がたくさんあるということを我が党は明らかにしたわけでありまして、この皆さんは、1,000円でも貴重な生活費になっているわけでありまして、今のこの経済危機の、そして住民の皆さんが暮らしに本当にあえいでいらっしゃる状況の中で、このような貴重な手当を取り除くべきでは、あるいは削減すべきではない、このように思うわけでありまして、したがって、本案には反対であります。

議長 大原龍彦君

次に、原案に賛成の発言を許します。

5番 高阪康彦君

5番 清新クラブの高阪です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

議案第12号につきましては、条例改正の一番大きな理由として、最近ふえつつある精神障害の方を新たに扶助料の受給資格者に加えることであり、それに伴う支給額の見直しで、大きく支給額が減少する方も一部ありますが、町の財政状況を考慮すれば、やむを得ないことと思えます。

また、町の行政改革集中プランにもありますように、障害者自立支援法による事業者負担軽減を海部圏域内で検討を進めていただくよう要望して、この改正に賛成するものであります。

議長 大原龍彦君

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第6 議案第13号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第7 議案第9号「蟹江町まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例の制定
について」

日程第8 議案第14号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について」

日程第9 議案第15号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」

日程第10 議案第16号「町道路線認定について」

本4案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

防災建設常任委員長 吉田正昭君

防災建設常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る3月9日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

案件の審査順序でございますが、初めに産業建設部所管の3案件を審査し、最後に水道部所管の1案件を審査しました。

まず初めに、議案第9号「蟹江町まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたしました。

本会議で資料請求のありました入札にかかわる資料の提出があり、この資料の説明がありました。16日の予算審議に配付させていただいている資料でございますので、よろしくお願いをいたします。

資料説明後、質疑に入りましたところ、町の町営であるが、全協で報告された行政機構図では政策推進室にふるさと振興課を新設し、この施設を管理運営していくことになっている。ふるさと振興課の課長が責任者となり管理するものか、それとも以前話があった駅長とか、事務員を置くつもりなのか、人員の配置はどのようになっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、ふるさと振興課の管理職員を管理者として置き、臨時職員を1名から2名ほど予定している。駅長は、これからいろいろかかわる商工会、婦人会、ガイドボランティア等々の中から経験、ノウハウのある方をお願いし、民と一緒に運営できれば一番ありがたい

という趣旨の答弁がありました。

次に、以前、常時駅長を雇って、人件費として数百万円必要だというような説明があったと思うが、今の説明では、担当課の職員が管理職員として管理し、臨時を1名から2名置くことになった。駅長はボランティアでお願いしたいとの説明であるが、駅長を雇い、常時ここに勤務体制をとるものと思っていたので、その辺の説明をお願いしたい。また、観光協会の事務局としても使うというような説明もあったと思うが、観光協会の事務局と施設との関連についても伺いたいという内容の質疑がありました。

これに対し、臨時職員は時間数の制限があるので、交代で勤務するとか、1人は常勤する予定である。駅長は、将来的にはボランティアでという意味でお答えをしたもので、現段階では、ふるさと振興課のまちなか交流センターの管理者を置く予定である。図書館の館長と同じ形態である。観光協会の事務的なことも行いたいと考えているという趣旨の答弁がありました。

次に、駅長ではなく、管理者として職員を常駐させ、臨時職員と合わせて常時2人置くということなのかという内容の質疑がありました。

これに対し、ふるさと振興課の管理職員が入りますので、8時間体制で常駐することではない。ふるさと振興課の事務をしながら、なおかつ交流センターの管理者としての事務もやるということになる。常駐するのは、臨時職員のみであるという趣旨の答弁がありました。

次に、人件費は、臨時職員の分だけになるのか。人件費は幾らぐらいになるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、年間の稼働日数300日ぐらいで、約180万円を見込んでいるという趣旨の答弁がありました。

次に、食べ物をつくって提供するには、飲食店の許可が要るような説明があったが、飲食店の許可というのは、だれがどのような形でとられるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、料理を出すときには、食品衛生の許可が必要になるので、食品衛生の講習を受けた者が張りつく予定である。22年度は、食品衛生の登録の2名分を予定しており、5月8日のオープンまでに登録する予定である。また、臨時職員に、4月に入ったら衛生管理者の講習を受けさせ、資格を取っていただく。それから、ふるさと振興課の管理職員に取らせることも検討しているという趣旨の答弁がありました。

次に、条例では、駐車場をイベント会場として貸した場合、ここに来る人たちの駐車場は、どこになるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、学戸ふれあいプラザの西のグラウンドを整備して、軽四を含めると、7台ぐらいとめられる。それ以外だと、役場の駐車場を利用させていただくことになるという趣旨の答弁がありました。

次に、この施設の建築に関する総費用であるが、入札した建物は3,150万円との説明であ

ったが、当初予算との差額分で備品を購入する予定なのか、総予算はどれくらいになるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、備品も含めた総予算は約4,000万円である。備品は、主に楕円形の机を5つ、テレビや冷蔵庫等で200万円くらいを予定しているという趣旨の答弁がありました。

次に、施設に要する経費は、以前の説明では100万円とか、120万円だったと記憶している。ワンデーシェフキッチンとか、観光グッズの販売、花卉や野菜の売上金だとか、イベント会場の使用料だとか、収益金が110万円くらい見込まれているが、損にならないという認識でいいのか。これだけ厳しい財政の中で、ランニングコストが永久にかかるようなものは好ましくないという考えがあるが、どのように考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、公共施設なので、基本的には使用料はいただくが、気軽に皆さんに使っていただくために、できるだけ負担にならないよう減免規定などを考え、運営していきたい。管理費用は、光熱水費とインターネット通信費等を含め200万円ほどを予定している。維持費はある程度かかるが、ランニングコストをできるだけ抑える努力をし、パナー広告など少しでも補填できるものを考えていきたい。将来的には、民間による指定管理者制度などでランニングコストが緩和されるような施策も考えていかなければならないという趣旨の答弁がありました。

次に、使用料についての質疑があり、ワンデーシェフで調理スペースを使用した場合は、調理スペースは1時間420円、多目的スペースの使用については1時間30円なので、多目的スペースが16平米で480円になるという趣旨の答弁がありました。

次に、夜間の使用はできるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、土日は開館するが、開館時間は、今のところ午前9時から午後5時までを考えている。夜間の開館は、今後の需要などを見て考えていきたいという趣旨の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第9号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

この案件は、質疑、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「町道路線認定について」を議題といたしました。

この案件も質疑、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

下水道課との統合により、職員数の増減はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、増減は統合した中で考えていきたいという趣旨の答弁がありました。

次に、下水道事業の集金体制が必要になってくるが、水道料金と一緒に統合して何とかするのが検討しているのかという趣旨の答弁がありました。

これに対し、水道料金は、銀行などから口座振替7割、コンビニ1割、銀行などでの振り込み1割、集金1割となっているが、3割の方についても口座振替にさせていただくよう今後検討していきたいという趣旨の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第15号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

(11番議員降壇)

議長 大原龍彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第7 議案第9号「蟹江町まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

まちなか交流センター設置の条例でありますけれども、この条例の中には、愛称、みちくさの駅「楽人」ということは一言も出てきませんね。町の組織の中で、正式な行政名称、用語のほかに、ニックネームというか、愛称というのを慣例的というか、何か使っているところはほかにあるかどうかというのが1つ。

それから、愛称、みちくさの駅「楽人」というのは、どこで、だれが議論をして正式な愛称となったのか。町民から自然発生的に出てきたものかどうか。条例に書いていないんですけども、事実上この用語を使うわけですね。町の組織図にも、実は括弧書きでこれが出てくるわけですね。そういう意味で、少し異常なことではないかという感じがしておりますので、お尋ねするわけです。

3つ目は、それゆえに駅長という言葉が愛称として使われます。一方に、ふるさと振興課、課長はほかのことも係を兼務しますが、その下にまちなか交流センター（みちくさの駅「楽人」）の係長、係がありますから、係長職があるわけですが、係長職の所管することと駅長、駅長はどうも町職員でなさそうですが、その権限が何か使い分け、関係はどういうふうになるか、この3つをお尋ねします。

議長 大原龍彦君

山田邦夫さん、これは委員長に質問しているんですか。

3番 山田邦夫君

委員長で答えられないときは、町側にお答えいただければ結構です。

議長 大原龍彦君

町側はできません。

3番 山田邦夫君

委員長がわかる範囲で。

防災建設常任委員長 吉田正昭君

今の質問に対するお答えですが、委員会では、そのような内容の質疑等はなされませんでしたので、私から報告させていただくことはありません。

以上です。

3番 山田邦夫君

条例そのものの審議をしておるわけですね。そういう意味で、以前にも何かあったかもわかりませんが、委員会で議論されなかったけれども、条例に関係のあるということで、町側がお答えになるべきではないでしょうか。議長のご判断に任せますけれども。

議長 大原龍彦君

すみません。委員長報告に対する質疑になっておりますので、ありません。

3番 山田邦夫君

その後に質疑があるんですか。

議長 大原龍彦君

委員長だけです。

暫時休憩します。

(午前 9時53分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時55分)

議長 大原龍彦君

ただいま山田邦夫君から質問がありましたが、これは委員会でそんな質疑はありませんでしたので、委員長の報告のとおりで、これで終わります。

あとは、委員会に傍聴に来ていただいて、そしてまたやっていただければよいと思いますので、よろしく願いいたします。

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告とおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第8 議案第14号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第9 議案第15号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第10 議案第16号「町道路線認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第11 議案第2号「平成21年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

8番 中村英子君

8番 中村です。

歳入のほうですけれども、3点ほど質問いたしますので、17ページですが、一時保育の保育料ですけれども、保護者の負担金の減ということになっておりますが、一時保育につきまして利用状況等ですけれども、なかなかこれは利用者がふえないのか、どういう状況になっているのか、一時保育の実態についてお伺いをしたいと思います。

それから、21ページですが、民間木造住宅の改修工事ということで、補助金が県のほうから毎年出ているわけですけれども、ここで県の補助金も300万円くらい減額になっております。そして、歳出のほうも、これは減になってきているわけですけれども、平成22年度も予算的には半額ということになってきておりますので、木造住宅の改修の実態ですけれども、なかなかこれは進まないものなのか、どうなのか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

それから、25ページですけれども、市町村の振興協会というのがあります。ここで、新宝くじ交付金ということで11万8,000円くらい入っておりますけれども、市町村振興協会の宝くじの収益に対する配分の不当性ということで、以前に私、一般質問もさせていただき、予算、決算のときも質問させていただきました。市町村振興協会につきましては、町長が理事会にお入りになっていたと思うんですね。現在も入っているかどうかわかりませんが……

(発言する声あり)

現在入っていない。でも、入っておりましたですね、市町村振興協会の理事の中には、入っていなかったですか。

(発言する声あり)

入っていませんか。いや、私は入っていたように思うんですけれども、市町村振興協会の

ほうに対する一定の働きかけが必要ではないかという議論が一時盛んになったんですけれども、その後、何らし町村振興協会のやり方というものは変わっておりません。市町村振興協会について、町長、私は理事として入っていたというふうに認識しており、入っていましたよね。

(発言する声あり)

入っていたものですから質問しているの、入ってありましたから、要するに理事として、そこに入られていたわけですので、サマージャンボ宝くじの配当について、自治体からよくないやり方だということで、市町村振興協会が450億円ぐらいため込んで、貸出事業だけをしているという話をいたしました。そこで、理事として入られていたならば、少し改善することもできたって、町長1人でできたかどうかわかりませんが、そのような話も話題として上がるべきだし、改善の方向で行くべきではないかというふうに考えておりますので、その辺についての実情をお伺いしたいと思います。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

それでは、一時保育の実態ということでご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

大体、一時保育については、今現在、南保育所で行っておりまして、定員のほう、5名ということで行っております。1月末までで、延べで57名の方がご利用をいただいております。利用状況のほうなんです、実際、仕事でも1日か2日、仕事でどうしても行かなければならないというような形で子供さんをお預かりするとか、あとは冠婚葬祭というような形で今ご利用をいただいておりますので、あとはPRのほうをもう少しやりまして、一時保育の活用をもう少しさせていこうと思っております。

以上でございます。

都市計画課長 志治正弘君

耐震の改修については、私のほうからお答えいたしますが、平成20年3月に蟹江町耐震改修促進計画を策定しました。それに基づき耐震計画を進めておるわけですが、正直、耐震改修については、なかなか申し込み自体がない状況がずっと21年、私が都市計画課へ参りましてから続いております。それで、町長の所信の中でも述べていただいたんですけれども、昨年秋に、実は対象となる家屋のオーナーさん、所有者すべてに、約4,000余りですけれども、ダイレクトメールで耐震診断を呼びかけました。その結果でですが、9月の決算のときにお示しますが、今年度はすべての申し込み予定数、30件、予算いただきましたが、全部クリアします。30件の申し込みがございました。ただ、昨年秋にダイレクトメールで対象者にすべて送らせていただいた結果でもって、ことしは全部の申し込みが受けられたわけですが、まだやはり少ないですね。実は、30件全部予算マックスになりまして、10名ほど来年回しにさせていただいた方がございますが、それ以上はございません。

それと、毎年、ではダイレクトメールを送るかということもございまして、来年度の予算は、申しわけございませんが、全体のバランスからございまして、10件減の20件ということで、減額予算を計上させていただきました。ですから、この予算計上の範囲内で、来年度は何とかやっつけていけるだろうという考えを持っております。

以上でございます。

町長 横江淳一君

すみません。ちょっと私も詳しい数字がわかりませんが、実はごめんなさい、記憶違いで申しわけございませんでした。町村会の会長になりますと、振興協会の理事ということで、私も、会議は、そんなに実はあるわけじゃありません。それで、町村会の中で、まさに中村議員がおっしゃったようなことを私だけではなくて、ほかの首長さんもお話をされて、とにかく貸し出しするだけではなくて、分配度合い、数字はわかりませんが、ふやしていただきたいという要望を差し上げました。現実には、数字はちょっと今、また後でお示ししますけれども、17年度から若干実はふえてきております。

(発言する声あり)

はい。金額ですか、17年度から。

(「全体で5億円ふえています」の声あり)

全体で5億円ぐらいふえております。ちょっと詳しい数字、またあれでしたらお示しさせていただきますので、今お答えできるのは、それだけであります。よろしく願います。

8番 中村英子君

まず、一時保育についてですけれども、今も実績で、延べで57名と、南保育所で5名ということで受け入れしているわけですが、少し一時保育の要件の緩和といいますか、もっと気楽に預けるようなやり方が必要ではないかなというふうに考えているんですが、これは少し利用状況として少ないんじゃないかというふうに思いますね。

それで、南保育所が今度また改築になってくるわけで、この間の一時保育をどういうふうにしていくのかというところで、もしお考えがあれば、お伺いをしたいと思いますし、今も申し上げましたように、もう少し一時保育の預けやすい、利用しやすいということで、お母さんだけで子供を育てている家庭もありますので、もう少し門戸を開いていくような努力が必要ではないかなというふうに思いますので、それについて、もう一度お伺いしたいと思います。

それから、耐震の改修工事ですけれども、今、課長も答弁しましたし、私も来年度は半分になっていると、20件ということでお話がありましたが、必要な件数との関係でいきますと、非常にこれは少ないわけですが、耐震というものをやはりもう少し力を入れていかないといけませんので、申し込みが少ないということに対して、これは補助金額がやっぱり1件当たり少な過ぎるのか、改修が必要とされる費用、それは各戸ばらばらだとは思いますが

も、うちによって、だけれども、一定の費用に対する補助率というものが低過ぎるのかどうか、使い勝手が悪いのか、これをもう少し申し込みの少ないことに対する実情というもの、どういうものなのかということでお伺いしたいと思います。

それから、市町村振興協会につきましては、これが平成17年ぐらいのときに話題になりました。新聞もにぎわせたので、これはおかしいのではないかという話がありまして、蟹江町だけではなく、よその自治体でもそういう声が上がりましたので、その時点から、振興協会も少しずつ配分金を多くしてきたということは事実でありますけれども、しかし会員制になる前にため込んだお金というものに対して、これは配分してもしかるべきではないかと、概算では蟹江町が1億5,000万円ぐらいになるのではないかというようなお話もありました。少しずつふやしてはきましたけれども、振興協会が持っている体質そのものというのは、変わっていないと思うんですね。言われたから、少し多目に出しているということでありまして、サマージャンボに対しましても、地域にきちんと配分すべきではないかと、そういうことを主張すべきでありますし、そうなるようなやり方というものも、やっぱり各自治体の首長さんは連携しながら、さらに考えていかなければいけないんじゃないかと、非常に各自治体が財政厳しい折ですので、もう少しそれについても、実効性のある行動というものも求められているのではないかと、そのように思いますので、それについてご見解があったら、お伺いしたいと思います。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

南保育所改築に当たっての一時保育の場所のご質問ですが、一応、南保育所改築中は、蟹江西保育所を予定しております。

あと、利用者の関係でございますが、その辺、今のところ、利用等、冠婚葬祭で、仕事でどうしても子育てができないというような一時的なもので今も行っております。ただ、ちょっとPR不足があるかもわかりませんので、その辺をもう少し精査して、PRに努めたいと思います。

以上でございます。

都市計画課長 志治正弘君

耐震の関係でございますが、やはり診断が目的ではなくて、最終的にはやっぱり改修まで行かないと耐震性は上がらない、これはどなたでもわかることだと思いますので、まずはやはり耐震診断からスタートするんですが、補助の関係で、耐震改修すれば補助を出しますよという町の制度がございます。蟹江町の場合、愛知県に準じております。今の基準でいきますと、耐震診断して、結果が0.7以下の数値が出てしまったと。それを耐震改修することによって、計数として1.0以上に上げれば、60万円限度額で補助しましょう、これは県も町も一緒でございます。そんな中で、最近テレビコマーシャルなんかでもよくやっておりますけれども、某社が安価にできる耐震改修ということで、外側からXでこうやってやってという

のがあるんですけれども、あれは、県は耐震の認定工法としても認めています。ただ、あれオンリーで、1カ所単体でやると、0.7が、では1上がるかという、そうじゃないんですね。

その辺、複合的な改修が必要になると思うんですが、あくまでも町は、先ほど申し上げたように、県に準じて補助制度を定めておりますので、町が単独でやるんなら別ですけども、やはり県と一体となって補助制度を確立してやっていこうと思うと、県の見方を考えながら、それを見ながら町も検討を加えながらということで、県等の担当レベルでは、その辺の話はしております。ただ、来年、ではすぐ変えようという動きは、今のところちょっとございませんが、私も、最終的にはやっぱり耐震改修までしていただいてあるやというふうに思っております。

以上です。

町長 横江淳一君

市町村の振興協会の宝くじの件でありますけれども、中村議員おっしゃるように、4月から町村会で、これは宝くじの件について再度言うていただくように、私のほうからもさせていただきたいと思っておりますし、これは3町村に海部郡はなってしまいますので、その中で、いろいろこれは協議することがたくさん出てまいります。多分、負担金の割合も相当変わってまいりますし、今後、予算組みも大変厳しいものになりますので、これを機に、ため込んだものをどうするか、ちょっとこれはわかりませんが、サマージャンボ、オータムジャンボも含めてでありますけれども、町に対して財源が厳しいのでというお話は、必ず4月に町村会でさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

8番 中村英子君

一時保育についてですが、もし南保育所が完成した後は、PR不足というお話もありましたけれども、もう少し使い勝手のいいような、余り理由を問わないようなやり方というものも導入していただけたらなと思うんですね。私の娘ですけども、一宮市に住んでおまして、上が2歳ちょっとで、下がすぐ生まれましたので、大変に大変な状況になりました。双子ではないですけども、続いて生まれますと、ひどいちょっと状況で、母親も大変つらかったんですけども、一宮市の場合ですと、満タンだったらいけないんですけども、あいているところなら、市内どこでも、いつでもオーケーみたいな形で一時預かりはしていただくんですね。それで、非常にこれは使い勝手のいいもので、自分が望むときに、望むように預けられるというような状況があって、助けられている部分がありますので、もう少し一時保育というものを充実させることで、お母さんの負担も軽減されるという場合が多いと思っておりますので、もう少しこれは充実するように、担当者を含めて考えていただけたらなというふうに思いますので、お願ひをいたしまして終わります。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

ページ数を申し上げますと、53ページですけれども、私は、単にこここのところに限って伺うわけじゃないんですが、まずとりあえず経済危機対策臨時交付金事業の歯周疾患検診事業の事業結果、ざっとでいいですので、報告をいただきたいなど。ちょっと236万6,000円では、余りが多いと違うのかなというふうに思ひまして、気になりましたものですから、ざっとでいいですので、聞かせていただきたいと思ひます。

あわせて、経済危機対策臨時交付金事業がこのほかにも幾つかあったわけでありませうけれども、総計で不用額はどのくらいになっておるか、ちょっと聞かせていただきたいと思ひます。同時に、この不用額について、交付金ですから、返さんでもいいと思ひますけれども、その辺はいかがでしょうか、ちょっと聞いておきたいと思ひます。

あわせて、5ページの繰越明許費についてでございます。これは、国の方針によって新たに行ふ事業は、子ども手当交付事業だというふうに思ひますけれども、その他は、もともと蟹江町がやらなければならない事業であるかというふうに思ひますね。それが国から年度末に急遽第2次補正予算ということで組まれて、こういう形でいただけるようになったと、22年度事業としてということになるわけでありませうけれども、本来、蟹江町が国からそういう事業をやっていたらどうか、いただくまいが、やらなきゃいかん事業ですから、そういう意味でいいますと、住民税減収に対する補てん的な事業ということがあるにせよ、蟹江町としては財政的に助かった内容のものになるんではないかと思ひますが、国からの費用分として、どのくらい最終的には補っていたことになるのか、ちょっとその計算額だけ教えていただきたいと思ひます。

健康推進課長 能島頼子君

歯周疾患検診のことについてお答えをしたいと思います。

歯周疾患検診の計画をしましたのは、妊娠届出書を出していただいた妊婦さんと、その配偶者の方、それから節目検診が、女性のがん検診と年齢で合わせまして、20歳から60歳までの節目の方の女性だけではなく、男性の方も計画をして、一応、計算をしましたので、予算を計上させていただきましたが、実際には妊婦さんが7%程度、それから配偶者の方は、わずか1%という今のところの結果になっております。それから、節目の方につきましてが15%ぐらいの受診率になっておりますので、それを計算しまして減額補正とさせていただきます。

歯周疾患検診については、以上です。

政策推進室長 飯田晴雄君

細かい資料は、今ございませんけれども、大まかな答弁をさせていただきます。

地域活性化・経済危機対策交付金につきましては、1億2,200万円、当時交付されてまいりました。それで、2月3日に地域活性化の経済危機対策計画書を提出するというところで、ここで確定をしてくる予定であります。この補正予算につきましては、減額というものも一

部ありますけれども、全体的に10事業ございまして、すべて交付金を使い切るということで10事業の中で調整をしまいいりまして、最終的には都市下水道のほうで調整をしまいいって、1億二千二百数万円のものを使い切るということで今進んでおりますので、ご了承願いたいと思います。

(「調整できるわけね」の声あり)

はい。返還することは毛頭ございませんので、すべて使い切って事業を進めてまいりますということでございます。

議長 大原龍彦君

繰り越し。

政策推進室長 飯田晴雄君

この事業につきましては、繰越明許はすべてございません。21年度ですべて終わる事業でございます。

教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

繰越明許の関係で、教育費の関係でちょっと申し上げたいと思います。

ここに書いてあります繰越明許ということで、小学校費で1億2,952万9,000円、それから中学校費で7,626万9,000円という額が書いてあります。ここに書いてあるのは、小学校でいえば、要は耐震工事でございますして、須西小学校の校舎、体育館、それから学戸小学校の校舎、体育館の分です。それから、中学校については、北中学校の校舎の分のあれになります。

この金額については、歳入の補正予算のところ、19ページのところに安全・安心な学校づくりの交付金というのがございますが、ここで1億2,629万8,000円という、そういう金額が書いてあります。そのうち、今回の補正分といいますか、それが実は8,900万円ほど来ます。これは、通常の私ども予定していた額よりも、実は相当多く国から補助が来ています。それから、もう一つは経済危機の地域活性化の関係の公共投資の臨時交付金があったかと思えます。その分についても、国のほうは、私どもが当初予定していた金額よりも、相当多くの交付金を交付いたしておりますので、そういうことからすると、財源的には、相当私どものほうとしては助かっているという、そういうことであろうかと思っております。

以上です。

健康推進課長 能島頼子君

繰越明許費の予防接種事業についてお答えをしたいと思います。

新型インフルエンザの扶助費として、1,000万円近く予算を11月の補正で組ませていただいたんですけれども、その後、いろいろ接種の方法とかも変わってきまして、2回が1回になったり、それからワクチンがなかなかなくて、接種ができなかったりということで、減額補正をしているんですけれども、まだ補助に対して、3月いっぱいまでで申請ができない方とか、それからまだ4月になっても、打っていく方も中にはいらっしゃるというふうに考え

まして、国のほうが、そういった方に対しても、21年度の予算で支払いが可能だよということと言ってきましたので、そういった方たちが3月までで手続ができない場合に、手続をしていただくような形で繰越明許費を組ませていただきました。

これは、実際には今年度の今回の時期の新型インフルエンザに対しての補助ですので、ことしの10月以降はやってくるワクチンに対してのことにはなっていないというふうに考えています。

以上です。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

子ども手当の交付事業費の繰越明許費についてでございますが、こちらのほうは、国から今回、子ども手当が新しくなりますので、当然のごとくシステムのほうを改修しなければならないというようなことで、国のほうから基準額300万円に、上乗せ額、22年1月1日現在の人口におおよそ65円を掛けた金額を足し込んだ数字が、この538万4,000円でございます。そちらのほうを今年度、一応予算計上しないと、国からの補助金がおりにこないというような事業でございますので、そういった計算額において538万4,000円を組ませていただいた。歳出のほうも、システム改修ということで、同じ同額を組ませていただいております。

以上でございます。

都市計画課長 志治正弘君

バリアフリー化の繰越明許でございますが、これは近鉄が事業主体となりまして、今、近鉄富吉駅の南側のエレベーターの設置工事を行っております。計画は、当然のことながら3月までにということでしたが、建築確認申請を年内におろしてもらって、1月から着工して3月までにということですが、近鉄は考えておったんですが、建築確認申請そのものがおりたのが1月の下旬だったんですよ。それで、おくれるとわかった時点で近鉄のほうから相談がありまして、事業努力してくれと言いながら、結果的にちょっとどうしても間に合わないということで、これは近鉄に国と町が補助する形ですね。事業者3分の1、国3分の1、自治体3分の1という形の補助金なんですけれども、事業が完了しないイコール補助金も全額繰り越しということを経ざるを得ませんでした。これは、国も同じ動きをとっております。

以上でございます。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩をいたします。

10時40分より始めたいと思います。

(午前10時27分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時42分)

議長 大原龍彦君

日程第12 議案第3号「平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第13 議案第4号「平成21年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第14 議案第5号「平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第15 議案第6号「平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第16 議案第7号「平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第17 議案第24号「平成22年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

(「議長」の声あり)

10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

休憩動議を出したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。暫時休憩をお願いいたします。

議長 大原龍彦君

賛成者はありますか。

(「はい」「お願ひします」の声あり)

では、成立しましたので、暫時休憩といたします。

(午前10時47分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

議長 大原龍彦君

本案は、去る3月16日、17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(「議長」の声あり)

10番 菊地 久君

すみません。理由も言わずに休憩動議を出しまして、休憩させていただいたんですが、議事運営に当たりまして、再度、全体的な大きな質問ではありませんけれども、町長の政治姿勢について、予算執行に当たって確認をしたいと思っておりますので、そういう場をいただけるかどうか、ぜひそういう動議を出したいわけです。

議長 大原龍彦君

その動議について、皆さんはどのようにお考えですか。

(「議事運営委員会で諮ってもらって、そこで許可して」の声あり)

では、暫時休憩いたします。

議運を開きたいと思いますので、黒川議員、よろしくお願いします。

(午前11時10分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時34分)

議長 大原龍彦君

先ほど開催されました議会運営委員会の報告をお願いいたします。

黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

議会運営委員長 黒川勝好君

ただいまの議会運営委員会の報告をさせていただきます。

ただいま菊地議員のほうから動議という形で提起をされました町長の予算の総括について意見を求めるということで質疑がございましたが、これまでのルールのとおり、過去この件につきましても議員各位からのいろいろな質問も出ております。いつものとおり討論、採決という形で進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

(9番議員降壇)

議長 大原龍彦君

ありがとうございました。

では、平成22年度蟹江町一般会計予算の討論に入ります。

7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私は、日本共産党を代表して、平成22年度一般会計予算原案についての反対討論を行います。

まず最初に、本予算案審議に当たって、どんな立場で私ども日本共産党は臨んでいるかということについて申し上げたいと思います。

その第1は、政治を変えたいという国民の願いにこたえる建設的な論戦を行うということであり、その国民の要求にこたえるためには、国政の大もとを正すことが極めて重要でありますけれども、地方政治においても国政の不十分さを明らかにし、その下支えをする建設的な提案もどんどん行うという立場でございます。その点で申し上げますと、経済危機と

国民生活の実態は極めて深刻であります。雇用、失業情勢も、中小企業の倒産も史上最悪の状況が続いております。こういうときに政治はどのような責任を果たすべきか、国も地方も同様に国民の不安を取り除くことがまず第一だと考えるのであります。

この事態を根本から打開するためには、大企業に国民生活と日本経済に対する社会的責任を果たさせることが国政における最重要課題だと考えております。1997年から2009年までの10年余りで、雇用者報酬は280兆円から253兆円へと27兆円も落ち込みました。一方、10年間で大企業の内部留保は、約200兆円から400兆円と倍増に急増いたしました。正社員の非正規社員への置きかえ、リストラと賃下げ、中小企業いじめ、国民からの搾り上げによって、大企業は巨額の金をため込んだのであります。所得を奪い、家計、内需をやせ細らせたことが日本経済全体を深刻な危機に突き落としました。埋蔵金ということを使うならば、ここにこそ社会に還元すべき最大の埋蔵金があると言わなければなりません。

大企業の過度の内部留保を社会に還元させることには、ルールをつくる必要があります。労働者派遣法の抜本改正を速やかに実施すること、中小企業への手当てをやりながら、最低賃金を抜本的に引き上げる、中小企業の下請単価を適正なものにするルールある経済社会をつくるのが経済危機打開にとって急務であります。

実は新政権も、昨年12月30日に新成長戦略なる文書を出しました。これを見ますと、構造改革の名による成長戦略によって選ばれた企業のみ富が集中したが、格差社会は深刻になったと書いています。問題は、富が集中したと言うが、それをどうするのか、その処方せんはまだあられていません。これが政府の新成長戦略なるものです。この処方せんこそ、ルールある経済社会の構築であることを私どもは提案をしているのでございます。

次に、自公政権の社会保障費削減政策がつくった数々の傷跡を速やかに是正することあります。後期高齢者医療制度を即時撤廃する、障害者自立支援法による応益負担を速やかになくす、あるいは廃止する、生活保護の母子加算の復活とともに、老齢加算も復活させる、高過ぎる医療費の窓口負担も軽減に踏み出す、これらはすべて自公政治による傷跡でございます。この点で、新政権の立場は、どれも先送りだったり、中途半端だったり、きちんとした是正するというものになっていないのであります。

財源問題でも、来年の予算案は44兆3,000億円の借金、8兆円の1回限りの埋蔵金頼みのものになりました。まさに先のない予算であります。将来は、消費税増税を見据えた予算だと言わなければなりません。私ども日本共産党が言っている2つの聖域、1つは、軍事費は削るどころか増額いたしました。もう一つ、大企業と大資産家に対する優遇税制は温存されました。例えば大企業への研究開発減税は温存、証券優遇税制も温存いたしました。最高税率も手をつけずでございます。したがって、財源問題では、際限のない借金財政で将来への不安を残すだけで、消費税増税への地ならしとなってしまうのでございます。

以上のような国政のもとでの地方自治体のとるべき道は、国民の苦難を取り除くための下

支えの施策を追求することが必要だと考えます。ところが、蟹江町政は、それを取り除くどころか、小泉構造改革からの行政改革の名によって、一層住民への負担の押しつけ、住民サービスの低下などの施策が続けられています。

具体的には、まず第1に、障害者の皆さんに対する扶助費、これの削減であります。もう一つは、し尿処理浄化槽あるいはくみ取りの助成を廃止したことであります。これらは、低所得層の皆さんへ、やはり同じように打撃となるのであります。3つ目には、国民健康保険特別会計に対する一般会計からの繰出金の削減であります。4つ目には、繰越明許でもあらわれましたように、一定の新政権が配慮した交付金は、まさにそのことによって、本来使おうとした例えば小・中学校の耐震補強だとか、そういうところでも使うことができ、それなりに助かったわけでありますから、この部分でも、例えば福祉予算の切り捨てではなしに、一層充実させるために使うことができたのではないかと、にもかかわらず、逆に住民に負担を押しつけるという逆行の行政だと言わなければなりません。

以上の理由から、平成22年度蟹江町一般会計予算に反対をいたします。

議長 大原龍彦君

次に、賛成討論の発言を許します。

4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野秀雄でございます。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

平成22年度の当初予算につきましては、歳入のうち町税、特に町民税、固定資産税及び町たばこ税、地方譲与税の中で自動車重量譲与税等々について、世界的な不況のあおりを受けて前年度より減収する見込みでありますけれども、国庫支出金については、新政権が実施することとなった子ども手当負担金の影響で大幅に増額しております。ただし、耐震補強関連の建設事業が21年度補正予算に計上されたため、全体では0.4%のわずかな伸びにとどまっております。

次に、歳出は、主なものとして町制120周年記念事業、C O P 10関連事業、緊急雇用創出事業及び蟹江南保育所改築事業が予定されております。また、昨年度に引き続き人にやさしい近鉄蟹江駅のバリアフリー化整備事業、老若男女等でも参加できる生き生きかにえスポーツクラブの関連事業費等々を計上しており、生物多様化に配慮した事業、雇用創出での経済活性化政策及び乳幼児から障害者、年齢、性別を問わずすべての人に優しいまちづくり事業を推進するためには、必要不可欠な予算計上であります。財政事情は、予断を許さない状況でありますけれども、堅実な事務事業の推進を願って、本案に賛成いたします。

議長 大原龍彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第24号「平成22年度蟹江町一般会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第18 議案第25号「平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許します。

6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

平成22年度国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険税は、滞納の累積は6億円以上となり、短期保険証の発行数も20年度よりふえているのが明らかです。収納率においては、20年度は88.7%と、国民皆保険制度となって最低の収納率です。国保税は、他の保険と比較して大変高く、その上、収入の少ない世帯ほど重くのしかかる構造になっています。その結果、国保税を払うことができず、滞納がふえています。

国民健康保険会計というのは、国民皆保険という立場から、もっと国も自治体も力を入れて、住民の命と暮らしを守ることです。蟹江町では、支払準備基金が1億円以上あり、繰越金が2億3,000万円強あります。3億4,000万円以上あるのです。補正が7,000万円ほどありますので、若干減りますが、それでも2億7,000万円以上のお金があるのです。蟹江町の国保世帯は5,680世帯です。1世帯1万円の値下げはできるのです。一般会計からの繰越金も3,000万円に減らし、一向に住民の暮らしを守る、そういう観点が見えてきません。払いたくても、高くて払えない国民健康保険税、これがすべてです。よって、この予算には反対します。

議長 大原龍彦君

次に、賛成討論の発言を許します。

13番 伊藤正昇君

13番 新政会 伊藤正昇でございます。

賛成の立場から討論をいたします。

平成22年度の予算内容は、対前比で5,000万円ほど削減され、引き続き厳しさが見られる予算であります。一方、国の定める診療報酬改正による医療費等の給付増大が見込まれ、町国保も影響は免れないと考えられます。ジェネリック医薬品の利用啓発、国保税収納率の改善を進め、少しでも財政負担の軽減を努めてくださることを求め、賛成といたします。

以上です。

議長 大原龍彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第25号「平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第19 議案第26号「平成22年度蟹江町老人保健特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許します。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第20 議案第27号「平成22年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第21 議案第28号「平成22年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第22 議案第29号「平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第23 議案第30号「平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第24 議案第31号「平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第25 議案第32号「平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この制度は、75歳以上の人から死ぬまで保険料を取り立てるひどい制度です。実施直後から高齢者の大きな怒りが巻き起こり、政権をかえるほどの大きな問題となり、また現政権も4年後には新しい制度へ移行する状況を注視すると言わざるを得ない、本当にむごい、お年寄りの75歳以上の方にとっては、うば捨て山同然の医療制度であります。予算を見ましても、普通徴収保険料の滞納が177万3,000円になっています。この4月から1人当たり3,660円もの値上がりをしたのです。均等割でいいますと、4万175円が4万1,844円になり、また所得割は7.43%から7.85%へと、0.42%も上がっております。

この介護保険制度は、国保世帯内の高齢者が後期高齢者医療制度に移行して、世帯内で別になったことにより、国保の保険料の応益割の軽減割合が減少し、世帯割の保険料負担が増加をします。こういう75歳以上の高齢者のみを区分し、保険証も別になり、差別的であります。いかに住民を苦しめる保険制度であるか、一日も早く廃止すべきです。よって、この予算案には反対であります。

議長 大原龍彦君

次に、賛成討論の発言を許します。

5番 高阪康彦君

5番 清新クラブの高阪です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

国では、この制度にかわる新たな医療制度について検討されています。また、平成22年度は、2年度ごとの後期高齢者医療制度の財産運用期間の初年度となるため、保険料率が改定されましたが、剰余金や財政安定化基金の活用等で保険料の増加が抑制され、軽減策が継続

されることになりました。広域連合と連携して、安心して医療が受けられるよう配慮を要望し、賛成をいたします。

議長 大原龍彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第32号「平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

1時から開会をいたします。

(午前 11時59分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

議長 大原龍彦君

ここで、3月17日、農林水産の予算案の中で、黒川議員に対して横江町長の発言に少し疑問がありましたので、町長の発言を許可いたします。

町長 横江淳一君

最終日の大変貴重なお時間をいただき、議長にお許しをいただきましたので、一言お話をさせていただきたいと思います。

先般の審議の途中、黒川議員に対して、寂しいという言葉を発表しました。そういう私も、実は本当に寂しいのではないかな、大変プライドを傷つけるような発言をいたしました。私は、まだまだ若輩ものであります。

孔子の言葉に恕という言葉が実はありまして、大学時代から大好きな言葉でありました。これは、どういう言葉だといいますが、目いっぱいのことを言えば、憎しみしか残らない。しかしながら、10言うところを8つ、9つに抑えていき、1つ、これは英語でもフィードバックという言葉に表現されますが、1つ自分が相手の立場を思いやる言葉を言えば、多分、相手はその1つをカバーしてくれ、それが尚徳につながるという、そういう言葉であります。そういう思想を持ちながら、大変、議場の場で不愉快な思いをさせました。今後は一生懸命頑張ってお互いに蟹江町のために頑張るように私からもお願いを申し上げ、議員の皆様方にも、大変不愉快な思いをさせましたことをここでおわびを申し上げ、今後、一生懸命精進させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 大原龍彦君

日程第26 議案第33号「平成22年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

日本共産党は、水道会計で反対討論をやったというのは、あんまり多くないわけでありませうけれども、去年の提案の際には、値上げがありましたので、反対しましたけれども、余りないことであります。反対討論させていただきますので、なぜ反対討論をやるかということだけ申し上げておきたいと思えます。

これは、昨年9月の決算議会におきまして、平成20年度水道会計決算の際に有収水率が88.7%と、これは異常だと、調査をしておくように指摘をしてあったわけでありませう。しかし、本年度の予算の提案では90.1%の有収水率であります。これは、どういうことかなと、甚だ疑問に思ったわけでありませう。

そこで、少なくとも私の指摘に対して、これこれこういうふうな努力をしたけれども、結果はまだ思わしくないと、したがってこういう数字を残念ながら上げざるを得ないというような、指摘した本人に対して納得するような提案をしていただくなりいいんですけれども、そのまま堂々とやってきましたので、これは勘弁ならんことだと。少なくとも私は、議会の一席を汚させていただきます男であります。この発言を無視してちょうだんと、こういうふうに思いましたので、この1点で実は反対であります。

あわせて、県水の責任受水制について、今の状況の中で住民の暮らしを守るという点でいえば、頑張ってください、できれば改善を、出来高払いといかんにしても、一定の改善を勝ち取っていただいて、水道料金の値下げで住民の暮らしの手助けをしていただくと、そんな方向になっていただければ一番ありがたいわけでありませうけれども、そんなご答弁もありませんでしたので、本予算原案に反対であります。

議長 大原龍彦君

次に、賛成討論の発言を許します。

13番 伊藤正昇君

13番 新政会 伊藤正昇でございます。

賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成22年度蟹江町水道会計予算は、料金収入の低迷の中において、健全財政を努められ、安定した予算が編成されております。工事につきましては、公共下水関連工事を初めとして、配水池の修繕、老朽管の布設がえ及び蟹江町今駅北特定土地改良整備事業関連布設工事などの予算が計上されております。今後さらなる経費の節減、有収水率の向上に努められ、安心・安全な水の安定供給を堅持されることを切に要望して、本案に賛成をいたします。

以上です。

議長 大原龍彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第33号「平成22年度蟹江町水道事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第27 発議第1号「後期高齢者医療制度の廃止および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

8番 中村英子君

8番 中村です。

意見書の提案をお願いいたします。

発議第1号「後期高齢者医療制度の廃止および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年3月23日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、奥田信宏、高阪康彦、松本正美、黒川勝好、小原喜一郎でございます。

意見書案を朗読いたしまして、提案にかえさせていただきます。

後期高齢者医療制度の廃止および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書(案)。

75歳という特定の年齢で区切り、高齢者を既存の医療保険制度から閉め出した「後期高齢者医療制度」は、度重なる見直しを経て、制度発足から1年半を経過した今も、なお不満や怒りは治まっていない。

国民の高齢期における医療が適切に確保され、国民が安心した暮らしを営むためには、すべての国民が尊重される医療制度でなければならない。

後期高齢者医療制度の抱える矛盾を根本的に解消するには、制度そのものの中止・撤回が必要である。

また、国民健康保険を巡っては、国保収入に占める国庫支出金の割合が、1984年の49.8%から2005年には30.6%へと大幅に低下しているところに、保険料(税)の高騰、未納者の増

加を作り出した最大の要因である。

さらに、加入者における高齢者・低所得者の割合が著しく増加し、昨今の経済的不況に伴う離職者の増加による新たな懸念が予想されるなど、構造的な問題を抱え、破綻状態に陥っている。

よって、政府に対し、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 後期高齢者医療制度を廃止すること。
- 2 国民健康保険制度への国の支出金を大幅に増やすとともに、次の措置を講じること。

(1) 保険料(税)の収納率による減額算定措置及び各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する減額算定措置を廃止すること。

(2) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。よろしくお願いいたします。

(8番議員降壇)

議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第28 発議第2号「細菌性髄膜炎の予防に関するヒブワクチンおよび肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化と安定供給を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

14番 奥田信宏君

それでは、ご提案を申し上げます。

発議第2号「細菌性髄膜炎の予防に関するヒブワクチンおよび肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化と安定供給を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年3月23日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、高阪康彦君、松本正美君、黒川勝好君、小原喜一郎君、中村英子君、以上であります。

案を朗読し、提案にかえさせていただきます。

細菌性髄膜炎の予防に関するヒブワクチンおよび肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化と安定供給を求める意見書(案)。

日本での細菌性髄膜炎の患者数は、毎年約1,000人にのぼると推定されている。その約6割強がヒブ(Hib=インフルエンザ菌b型)によるもの、約2割強が肺炎球菌によるもので、この2つの起因菌によるものが全体の約9割を占めている。

細菌性髄膜炎は、非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3~5%、肺炎球菌の場合で10~15%の患児が死亡している。生存した場合でも10~20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしている。

細菌性髄膜炎は、早期診断が大変難しい疾病であり、治療には、起因菌に有効な抗生物質を高容量投与するが、近年、特にヒブ薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなっていることが指摘されている。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種にて予防することができる。

ヒブワクチンは、世界100カ国以上で承認され、90カ国以上で定期予防接種とされている。その効果は高く、ワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少している。

日本では、2008年12月ようやくヒブワクチンが発売されたが、定期予防接種化はされてはいない。任意接種のため、最大4回の接種で約3万円の自己負担となり、子育て世代にとって重い負担と言わざるを得ない。また、供給量も少なく希望者すべてが接種できる状況にはない。

肺炎球菌についても、肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)が世界80カ国以上で承認され、米国やオーストラリア等で定期接種されている。その効果は高く、定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少している。

日本では、乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)は、ようやく2009年10

月16日に承認された。

既に認可されているヒブワクチンと併せて肺炎球菌ワクチンを定期接種化することにより、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができる。

よって、政府に対し、細菌性髄膜炎の予防に関するヒブワクチンおよび肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化と安定供給を求め、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

1 速やかに細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌b型によるもの）および細菌性髄膜炎（肺炎球菌によるもの）を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。

2 ヒブワクチンおよび肺炎球菌ワクチンの安定供給のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上で提案を終わります。よろしく願いをいたします。

（14番議員降壇）

議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

よろしいですか。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第29 発議第3号「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

高阪康彦君、ご登壇ください。

(5 番議員登壇)

5 番 高阪康彦君

ご提案申し上げます。

発議第 3 号「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年 3 月23日提出。

提出者、蟹江町議会議員、高阪康彦。

賛成者、同松本正美、黒川勝好、小原喜一郎、中村英子、奥田信宏でございます。

朗読をもって提案にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

安心して子育てできる制度の確立を求める意見書(案)。

女性が生涯に産む子どもの数(合計特殊出生率)が1.32と前年より上がったものの、依然として少子化傾向が続いている。その要因として劣悪な労働環境とともに、子どもを産み育てることにお金がかかりすぎることがあげられる。妊産婦健診や高い出産費用は、若い世帯にとって大きな負担である。

格差と貧困が広がるなか、お金のあるなしにかかわらず、安心して子どもを産み、育てられる社会をめざして子育て施策を拡充していくことは、国の責任ある。

よって、政府に対し、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設すること。
- 2 妊産婦検診の助成を拡充すること。
- 3 妊婦の医療費無料化制度を創設すること。
- 4 児童扶養手当の最大 2 分の 1 の削減を中止すること。
- 5 就学援助への国の予算措置を復活し、増額すること。学校指定病に新たに喘息をはじめアレルギー疾患を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 3 月23日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済財政政策担当大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上、ご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

(5 番議員降壇)

議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第30 発議第4号「「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

1番 松本正美君

ご提案申し上げます。

発議第4号「「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年3月23日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、同じく黒川勝好、同じく小原喜一郎、同じく中村英子、同じく奥田信宏、同じく高阪康彦です。

朗読をもって提案をさせていただきます。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書(案)。

人類史上最初の原子爆弾の惨禍を経験した広島・長崎両市の悲劇が再び起きることがないように、全世界に対し、一貫して核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続ける必要がある。

2009年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、わが国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速している。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国をはじめ、各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要がある。

このため、広島・長崎両市と世界3,396都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年のNPT再検討会議で採択されることを目指している。

よって、政府に対し、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国をはじめとする各国政府に働きかけていただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣。

以上です。よろしくお願ひいたします。

(1番議員降壇)

議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第31 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

議長 大原龍彦君

お諮りいたします。

精読になっております議案第34号「藤丸中央線道路整備工事請負契約の締結について」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

議長 大原龍彦君

追加日程第32 議案第34号「藤丸中央線道路整備工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

8番 中村英子君

8番 中村です。

提案時に落札率をお聞きいたしました。99.64%ということで、考えられない高い数字であります。

そこで、お尋ねしますけれども、選定理由ということで、指名競争入札ということを行い、町内業者を優先するという従来のやり方ですけれども、これで執行されたようだけれども、この執行に決定するについて、例えば一般競争入札はどうだろうかとか、それから一般競争入札にする場合ですと、今コンピューターで電子入札というんですか、コンピューターによる入札をかけるとか、そのことを実際に蟹江町でそれができるのかどうかということは、私ちょっとよくわかりませんが、ほかの要件というものもあったと思うんですけれども、このように決定した経過について、少し詳しくお伺いしたいと思います。

都市計画課長 志治正弘君

私から、ちょっとご答弁を申し上げます。

まず、本日の資料にありますとおりに、入札は3月15日に執行されました。ご存じのとおり、今回の工事発注がきめ細やかな臨時交付金、これの突発的な国からの交付金が出されるということで、都市計画が所管する来年やろうとしておりました藤丸中央線の整備工事に充てていただくことになりました。そんな中で、3月2日に指名審査会を開いていただきまして、この11業者に決定をしていただきました。基本的に、まず随契でやるのか、入札でやるのかということも含めてですが、選定理由等々指名審査会のほうに諮りまして、決めていただきまして、この11社で指名競争入札に付することを決定いただき、15日の執行になりました。まずは、その程度でお願いいたします。

8番 中村英子君

入札と落札率に関して、過去に何度も、議会の中でも何人かの方が指摘をしてきていると思います。率が99.64と、考えられないように非常に高いわけですが、こういう高い入札結果というのが過去にも非常に多くて、蟹江町の場合、そうでないのもありました。給食センターの本体工事は、そうではなかったわけですが、過去においても、非常に入札率が高過ぎるということを指摘させていただいたんですけれども、その改善に向けて、どのような検討や努力がされたのか、されていないのかということをお話は議題にしたいわけですが、といいますのは、99.6%で非常に高い入札率ですが、例えばこれを一般競争入札に付したと仮定しますと、これだけ高い落札率には、私はならないと思うんですね。さっきごめんなさい。入札率と言いましたけれども、落札率ですけれども、一般競争入札で、何も蟹江町の業者優先という姿勢ではなくて、一般競争入札にかければ、99.64というような高い落札率にはならないんじゃないだろうかと、可能性としてですよ。必ずそれはないとは言えないんですけれども、可能性として、もっと低い金額で落としてももらえることができるんじゃないかというふうに思うんですよ。そうじゃないでしょうか。そんなことはあり得ないですか。

どういふふうにごその点を考へてゐるかということなんですけれども、例へば蟹江町の別に業者を優先しなくても、一般競争入札にしても、蟹江町の業者は、入札には参加できるわけですよ。蟹江町の業者はいけないというわけではないので、当然、蟹江町の業者だつて入札には参加できるわけですが、こういうふうにご非常に指名で業者を11社に限つて入札することによつて、高い買物になってしまうということは考へられないでしょうか。こういうやり方で、指名競争入札で町の業者を優先するけれども、周りの業者もちょっと入れてやつたよと、このことは結果として、過去の入札のことも考へて、高い買物になるというような考へ方は持っていないでしょうか。その点をひとつお聞きしたいと思つたんです。

それから、電子入札とか、そういうことですが、電子入札とか、そういうやり方をすれば、門戸はもっと広がるわけですが、そういうことは今ご答弁なかつたんですが、そういうことが町としてやれる状態にあるのか、ないのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

産業建設部長 河瀬広幸君

では、お答をいたします。

中村議員おっしゃるよつに、結果として落札率が高どまりになつたことは事実であります。ただ全般的に理解してゐるのは、一般的に建築工事と土木と少し違ふのかなと。概略でいくと、割かし建築のほうが低目の落札率があるのかなというふうな考へを持っています。ただ、これは議員おっしゃるよつに、例へば一般競争入札、町としましては、土木工事は1億円以上、建築工事は2億円以上を制限つきを含めて一般競争入札することを内規で取り扱

っておりますが、これは、そういう案件でございせんもので、規定に基づいて、11社として指名競争入札をさせていただきました。結果、落札率が上がったということで、私ども受けとめております。

それと、もう一つは電子入札でございます。これも公正、透明な入札の案件として電子入札制度の導入も考えておりまして、蟹江町におきましては、平成21年度に土木工事を1件、電子入札制度を導入して実施をいたしております。ただ、そんな中でも、やっぱり電子入札のメリット、デメリットも多々ありますので、もう少し研究をしながら、電子入札に該当する入札案件も含めて、今後、入札制度の改革に取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長 大原龍彦君

志治都市計画課長より答弁の訂正があるということで、許可いたしました。

都市計画課長 志治正弘君

ありがとうございます。

実は、私、指名審査会が3月2日に開催されたと今ご説明いたしましたが、申し訳ございません。3月3日が当3月定例会の初日でございますので、その翌日、4日、開催していただきましたので、すみません、訂正させていただきます。

8番 中村英子君

それは、土木と建築とは、ちょっと違うと思いますけれども、今回提案されている工事は、別に特殊な工事ではないと思うんですよね。そんなに特殊な技術を要するような工事ではなくて、一般の土木業者だったらやれるような工事だと私は思うんですけれども、そういう場合ですが、金額を低く抑えるにはどうしたらいいかと、それともう一つは、入札を執行したときの背景にあるよく言われている問題について、どういうふうに対処していったらいいのかという行政当局の工夫だとか、何か検討したとかいう、そういう姿勢というか、態度が全く感じられないので、それで私、質問しているわけですが、それは内規にありますように、何円以上は何をやるとか、そういう決まりはありますけれども、内規は、あくまで内規ですので、それは都合のいいように変えていけばいいわけですが、こういう入札をかけた時点で、何らそういうことに対する創意工夫というか、検討というか、そういうものというのは全く感じられないんですよね。

やる必要がないと思っているのか、その辺なんですけれども、もしも私は、こういうことを担当していないですけれども、当事者だとすれば、もう少しこれは内容的に割安にするにはどうしたらいいとか、背景にある問題に対して、どう取り組んだらいいとか、そういうような検討や課題があってもいいはずで、それが改善されなければいけないんですけれども、同じような状態で同じように出てきて、同じような落札率になっていくということに問題は

ありはしませんか。その問題について、もう少し取り組みの姿勢というのが必要じゃないかと思うんですけれども、それが全然見えないので、その点について質問しておりますが、それは全く私の言っていることは無理なのか、こういう状態で、こうやるのが当たり前なのか、もう少し創意工夫して、落札率を下げる工夫だとか、それから選定業者に関しても、もうちょっと門戸を広げるだとか、いろんなことをやることによって、1割とか2割とか、もう少し安い金額に上げてくるということができるんじゃないでしょうか。どうもその辺のバックが足りないように思うんですけれども、お考えを伺いたいと思います。

産業建設部長 河瀬広幸君

当然、予算を執行するにつきましては、最少の費用で最大の効果、常に心がけております。私どもの入札制度は、土木工事を産業建設部所管しております、主に、その発注工事が多いわけですが、今現在言えることは、例えば総合評価型だとか、それから一般公募とか、いろんな入札制度がございますので、その中で、まず我々が考えましたのが電子入札制度を真っ先に導入いたしまして、電子入札制度のいいところを取り入れて、入札制度の改革に取り組んでいこうということでございますので、ただ結果としては、入札制度の電子入札は100%まだ導入できませんので、順次、次年度以降も電子入札制度を導入しながら、また例えば指名業者の業者数ですか、その辺もいろいろ諸案件をかんがみてやっていきたいと思っております。

ただ、言えることは、やっぱりこんな非常に厳しい経済状況でございますので、それだけの技術力を持った業者が町内におりますので、やっぱり我々としては、町内業者も育成しながら、きちんと融和の中で一生懸命努力していただければ、それぞれ町の発展につながると考えておりますので、町も、それから入札方法もきちんとまた精査をして、有効な入札ができるように努力していきたいと、このように考えております。

以上であります。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成22年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午後 1時40分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 大原 龍彦

蟹江町議会副議長 松本 正美

12番 議員 山田 乙三

13番 議員 伊藤 正昇